

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度第4回豊島区公文書等管理委員会
事務局（担当課）		総務部 総務課
開催日時		令和5年2月21日（火）午後1時30分 ～ 午後1時55分
開催場所		豊島区役所ほか
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ・質問・指摘事項に対する回答について ・豊島区重要公文書選別基準の見直しについて
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	篠原 あや子、下重 直樹、上代 庸平、根岸 幸子、早川 和宏
	事 務 局	総務課長、文書係長

審 議 経 過

委員長：これから令和4年度第4回豊島区公文書等管理委員会を開催します。

事務局から本日の資料について説明してください。

事務局：事前送付いたしました「質問・指摘事項に対する回答について」および「豊島区重要公文書選別基準の見直しについて」です。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長：説明資料についてご意見・ご質問やご異議はありませんか。

なお、挙げられたご意見・ご質問については、次回、回答する形で進めさせていただきます。

(はい)

C委員：「5 選挙に関する公文書」について、国政や都の選挙まで含めるとなると幅が広がり過ぎてしまいますので、対象について絞り込みが望ましいと考えます。例えば選挙録のほか、候補者の公約がわかる選挙公報など。

「7 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する公文書」の見出し部分（留意点）について、「歴史資料としての価値を含み」は不要であったように思われます（価値は歴史的な側面も含めた「重要性」での個別判断なので）。

「8 調査、統計及び研究に関する公文書」について、改善案のとおりになると「1 結果報告書」と「2 実施された統計で重要な内容のものに係る公文書」との関係が分かりにくいです。表現に工夫が必要ではないかと思えます。

「15 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書」について、対象を拡大することですが、これも前記のとおり幅がありますので、範囲や対象について検討が必要です。国（国立公文書館）、都（東京都公文書館）で保有するものとの関係についても見ておきたいところです。

このほか、全体に関わるお話ですが、これまでに移管対象とする際に適用した実績の無い基準はありましたでしょうか。うまく対象を捕捉できていない基準があれば見直しも必要ではないかと考えました。（今回の原案作成にあたって検証済みであればもちろん結構です。）

委員長：12-5 行政指導に係る公文書について、豊島区には、行政手続法2条8号ニの「行政指導指針」に相当するものは存在しないのでしょうか。存在するのであれば、12-5で明示したほうが良いと思えます。

13-1-2 住民の監査請求について、確認ですが、「住民の監査請求」には、地方自治法12条2項の事務監査請求、同法242条の住民監査請求の双方を含むものとし

て運用されていますでしょうか。

15-2 表彰について、国、都の表彰を追加するという方針に賛成します。

(「都」ではなく「都道府県」でも良いような気がします。) なお、ノーベル賞等の国際的に著名なもの、芥川賞・直木賞等の国内的に著名なものを区民が受賞した場合は、区としても表彰するので15-2で収集できるという理解でよろしいでしょうか。

(区としての表彰を辞退された場合は、収集できないということになりますが。)

16 争訟に関する公文書について、区が当事者・関係者となっている民事訴訟・刑事訴訟は24で収集するのかもしれませんが、16でも明示したほうが良いと思います。

20 公共施設の建築等について、公共施設の建築等に伴い実施される環境アセスメント関係文書は、どの項目で読み込むのでしょうか。仮に、国や都が保存しているとしても、区独自に保存しておいた方が良いと思います。

B委員：前回の質問への回答ありがとうございました。回答のNo.6ですが、電子文書、データ処理、ファイル化など慣れないと難しい作業だと思いますので理解出来ました。

D委員：資料 4-4-2 全体については、これまで適用されていない基準があるかどうかを精査する必要があると思います。

区の所有する公共施設・公用施設等に関する文書について、瑕疵担保責任が問題になる場合があり得ると思われるが、それに備えて設計図書や図面等、あるいは建築確認文書は所管部署においては相当の長期に渡り保存されるものだと考えられるし、長期にわたって保存されたものであれば移管の対象とすべきだと思うので、それを明文化してはどうか。

11-1 に但書があるのはどのような趣旨によるものでしょうか。

A委員：議事録に記載されている重要公文書選別基準に関する委員会での指摘や、担当部署の読み違いがあったのかどうか、確認が必要だと思います。

委員長：挙げられたご意見・ご質問を受けて、追加のご意見・ご質問はありますか。

(特になし)

委員長：挙げられたご意見・ご質問に対しましては、次回開催時に事務局より回答いたします。

事務局：事務局から連絡事項を申し上げます。次回開催は、3月28日(火)午後3時30分から、もしくは3月30日(木)午後2時からで調整中でございます。お返事いただけていない委員の方は、ご都合をお知らせくださいますようお願いいたします。

す。案件としましては①第1回委員会及び今回頂いたご意見・ご質問に対する回答、②評価選別リストの審査、③答申書の確認を予定しております。どうぞ宜しくお願いいたします。以上でございます。

委員長：それでは、本日の審議はこれで終了します。

ありがとうございました。

以上